

姫路赤十字病院 随意契約締結状況(平成29年度第1四半期分)

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
1	放射線治療情報システム保守業務	姫路市下手野1丁目12 番1号 姫路赤十字病院 施設用度課	平成29年4月1日	株式会社たけびし 京都市右京区西京極豆 田町29	2,160,000円	契約業者は当該装置の製造販売関連会社であり、他の業者では装置の保守管理ができないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(11))	
2	放射線治療計画装置保守業務	姫路市下手野1丁目12 番1号 姫路赤十字病院 施設用度課	平成29年4月1日	株式会社たけびし 京都市右京区西京極豆 田町29	1,080,000円	契約業者は当該装置の製造販売関連会社であり、他の業者では装置の保守管理ができないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(11))	
3	診療棟増築工事に伴う既存エレベーター6・7号機の廻及工事	姫路市下手野1丁目12 番1号 姫路赤十字病院 施設用度課	平成29年6月1日	三菱電機ビルテクノサー ビス株式会社関西支社 姫路支店 姫路市白銀町50番地	3,726,000円	契約業者は当該設備のメーカー且つ保守業者であり、他の業者では設備の改修、保守管理ができないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(11))	
4	診療棟増築工事に伴う既存エレベーター廻及工事	姫路市下手野1丁目12 番1号 姫路赤十字病院 施設用度課	平成29年6月16日	東芝エレベーター株式 会社兵庫支店 神戸市中央区海岸通3	12,960,000円	契約業者は当該設備のメーカー且つ保守業者であり、他の業者では設備の改修、保守管理ができないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(11))	